

## 岩手県産木材を活用したパーテーション製作業務 業務仕様書

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県産木材を活用したパーテーション製作業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

### 1 業務概要

#### (1) 業務名称

岩手県産木材を活用したパーテーション製作業務

#### (2) 業務目的

岩手県産木材を活用した木製のパーテーションを製作し、県産木材利用の促進を図ること。

#### (3) 業務内容

上記目的を達成するため、以下の業務に関する一連の業務

- ア 岩手県産木材を活用したパーテーションの企画デザイン、製作、設置
- イ その他、岩手県産木材の普及啓発に関する提案（任意）

#### (4) 設置場所

岩手県庁3階 秘書課内待合スペース（盛岡市内丸10番1号）

#### (5) 委託期間

契約締結の日から令和3年12月17日（金）まで

#### (6) 委託料上限額

495,000円以内（税込み）

### 2 仕様詳細

#### 木製パーテーション

数 量	1セット
基本サイズ	<p>以下、(1)～(4)のサイズとすること。</p> <p>(1) 縦1,800mm×横1,200mm</p> <p>(2) 縦1,800mm×横4,100mm（枚数分割可）</p> <p>(3) 縦1,800mm×横 650mm</p> <p>(4) 縦1,800mm×横1,400mm（枚数分割可）</p> <p>※1 掲示部分：概ね縦900mm、横は各長さと同程度</p> <p>※2 脚部分：片側150mm程度</p>
材質等	<p>1 主要な材料は、岩手県産木材とする。ただし、掲示部分は、掲示しやすい素材による。</p> <p>2 設置後に狂いやねじれが生じないように乾燥材（含水率20%以下）を用いることとし、表面を滑らかに仕上げること。</p> <p>3 日常的な使用に耐えうるものであること。</p> <p>4 木目を活かした塗装を施すこと。</p>
デザイン等 （本体形状）	<p>1 自立据置型（両面利用）とすること。</p> <p>2 両面へのポスターやチラシ等の掲示を可能とすること。なお、併せて上部にパネル設置用のフックの取り付けを可能とすること。</p> <p>3 県産木材の利用促進に繋がるようなデザインとすること。</p>

	<p>4 基本サイズ内 (1) については、キャスター付きの構造とすること。</p> <p>5 基本サイズ内 (2) ~ (4) については、設置枚数を指定しないが、より安定性を重視した構造とすること。</p> <p>6 基本サイズ内 (2) 及び (3) については、L 字型に設置することを想定しているが、その形状 (一体型とするか、個別とするか) については指定しないもの。</p> <p>※設置のイメージ図については、別紙のとおり。</p> <p>7 本体デザイン等は、提案内容を参考に、発注者と協議のうえ最終決定するもの。</p>
--	--

### 3 契約に関する条件等

#### (1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは製作のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先 (称号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

#### (2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1)再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

#### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1)再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

#### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により製作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとする。

その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

#### (5) 機密の保持

受託者 (再委託先を含む。) は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とである。

#### (6) 個人情報の保護

受託者 (再委託先を含む。) は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例 (平成13年3月30日岩手県条例第7号) を遵守しなければならない。